

# 解 約 届

仲介業者 有限会社 青柳不動産 殿

解約届出日 年 月 日

借受物件名 部屋番号 号室

借主 印 携帯電話

【退去日】平成 年 月 日

【立会時間】午前・午後 時 分頃

退去前1ヶ月に満たない場合は、契約書第14条2項記載の通り不足日数分賃料相当額の違約金が発生します。（以前の契約書では第6条3項に記載）

退去日の記載が無い、又は弊社営業日時外のものについては受理なりません。

届出時に立会時間が未定の場合、契約書第19条2項記載の通り退去日の7日前までご連絡下さい。立会時間の連絡は電話でOKです。（第14条2項記載の場合も有）

退去立会時には、残存物がなく公共料金の支払いを済めた上、立会いになります。

敷金の清算はおおむね40日以内となっております。ご了承下さい。

<退去後の連絡先>

住所

電話番号

県外等遠方に転居され清算後敷金を受取りに来るのが困難な方は振込み先を記入下さい。

銀行名 支店名

口座番号 普通 名義人(加付)

お振込みの場合、振込み手数料は差引きさせていただきます。ご了承下さい。

その他、退去時のお手続きについて

電気：	東北電力に事前に電話をし、清算手続きをして下さい。
水道：	東根市水道課に事前に連絡をとり、水道課指定の清算手続きをして下さい。
ガス：	アパート指定のガス業者に事前に連絡をとり、業者指定の清算手続きをして下さい。
電話：	固定電話設置されている方は、局番無116へ連絡し移動手続きをして下さい。
Bルツ：	引き込んだ光ファイバ-の撤去があります。お早めにご連絡を！借主で立会いです。
郵便：	忘れずに郵便局窓口にて転送手続きをして下さい。退去後の郵便物は破棄されます。
自動引落：	金融機関口座から自動引落の手続きを行った方、ご自身で停止手続きを行って下さい。ご自身以外は停止する事が出来ません。